

栃木県の特別支援教育を  
つなぎます ひろげます ささえます

栃木県特別支援教育手をつなぐ親の会 発行  
〒320-0066 宇都宮市駒生 1-1-6 栃木県教育会館  
TEL/FAX:028-627-3603 E: teoya@pony.ocn.ne.jp

### 県大会「足利大会」10月24日は、ぜひ、あしかがフラワーパークプラザへ！

< 県大会並びに研修会・足利大会 >



10月24日(火)は、足利市の「あしかがフラワーパークプラザ」で県大会が開催されます。特に研修会では、「きょうだい支援」について取り上げます。足利地区の皆様が一丸となり、準備を進めています。ぜひ、一人でも多くの方に、ご参加いただけますようお願いいたします。(当日参加も可)

#### アトラクション

足利中央特別支援学校ダンス部の皆様  
講師

イースターヴィレッジ 菊地 廣光 様  
とちぎきょうだい会 牧子 晃那 様

< 定期総会並びに研修会報告 >

6月5日(月)定期総会が開催されました。理事・代議員の出席により、議事は全て可決されました。事業計画・予算案、各地区事業助成費案も承認されたことで、早速、各地区への助成費等の振込も終わりました。コロナへの対応が変わり、各地区等においては、状況に応じて事業が推進され、児童生徒の皆さんの一助となることを期待します。

### 合理的配慮は、本人・保護者の意思の表明から・・・

定期総会後の研修会では、合理的配慮について学びました。2校からの実践発表と、県教委担当者による講話がありました。国公立の学校では、平成28年4月より「合理的配慮の提供」が法的義務となっています。さらに令和6年4月「改正障害者差別解消法」の施行により、一般の事業所においても義務化されますので、誰もが関わる可

能性がある身近なものとなります。

学校では「共生社会」の実現のために、インクルーシブ教育システムの推進に向けた特別支援教育の充実が求められています。その中で、個人の要求に基づく「合理的配慮」の提供が必要とされています。提供を求める本人・保護者側と、提供する学校側が、理解を深める機会となりました。

#### 実践発表1 栃木市立三鴨小 宮田和子先生

##### ① 配慮までの手順等

- ・「できること」を重視した実態把握。4月に職員研修で実態把握の視点の説明と資料提供
- ・本人・保護者のニーズの把握では、コーディネーターも同席
- ・校内委員会で検討し、保護者と合意形成
- ・日々の支援と評価(3か月で目標を評価)
- ・医療機関、福祉機関との情報共有や連携など

##### ② 合理的配慮の具体例

- ・書くことへの課題→タブレット利用
- ・イメージが苦手→実技指導で繰り返し動画再生
- ・社会科の学習内容習得に課題→学習内容の焦点化→基本的な内容に絞る年表づくり
- ・環境面への配慮→クールダウン(個別活動)の部屋 など



##### ③ まとめ

保護者と支援の方向性を共有し、合理的配慮を提供できたことで授業内容がわかり、学習活動に主体的に参加できた。自信がもてたことで、「合理的配慮を外しても頑張れる。」といった嬉しい申し出もあった。中学校へ引き継いでいく。

#### 実践発表2 宇都宮市立陽東中 山崎 哲先生

##### ① 配慮までの手順等

- ・小学校からの引継ぎや入学前面談で、本人・保護者のニーズ把握

- ・校内支援委員会等（配慮内容により検討の場の段階化）で検討し、保護者と合意形成
- ・特別支援学級では、これを教育課程に反映
- ・日々の支援と評価（PDCAサイクル）
- ・いわゆる配慮受検に繋がる場合もあるが、診断には長い時間を要することも考えられる。
- ・本人・保護者の同意を得て進学先へ引き継ぐ。

## ② 合理的配慮の具体例

- ・座席の配置や視覚的支援（教育方法）
- ・PC学習ソフトの活用（教育方法）
- ・かがやきルームの利用（支援体制 施設・設備）
- ・学校訪問相談や特別支援学校センター的機能の活用、医療連携（支援体制） など



## ③ まとめ

特別支援教室かがやきルームなど「多様な学びの場」を活用し、ネットワーク形成に心がけた。進めるうえで、配慮に対する本人・周囲の生徒の受け止め方や、お互いに助け合う「共生社会」の実現を目指し、児童生徒の心の成長を支援することも大切だと思う。

### 講話 県教育委員会 石川妙子 指導主事

特別支援教育課 石川妙子指導主事のお話から、ポイントとなることをいくつか取り上げさせていただきます。

#### ① 合理的配慮

学校においては、障害のある生徒が他の生徒と同様、公平に教育の機会に参加することを目的に行う、必要かつ合理的な取組（変更・調整）のこと。例えば、車いすの人にとって、エレベーターやスロープが整っていれば、学習活動に参加しやすくなる。障害の特性等に応じて「個別」に必要となるもの。体制面や財政面において「過重な負担」を課さないもの。

#### ② 学校において合理的配慮を考える視点

それは、「よりよく学べる」工夫。例えば、座席の配置により、見えやすさや聞きやすさが変わる。イラストや具体物を用いることで、わかりやすくなる。その子が理解するのに、何が一番わかりやすいか？ということ。



#### ③ 合理的配慮の提供に関する留意点

本人・保護者の意思の表明は必要だが、学校においては意思の表明がない場合も、適切と思われる配慮を提案するための建設的対話を心がける。また、子どもの発達段階に基づいた自己理解を深められるようにする。

#### ④ 入学者選抜における合理的配慮（配慮受検）

趣旨は、障害のある生徒が高等学校入学者選抜で、他の志願者に比べて不利にならないようにするため、障害の状態等に応じて合理的配慮の提供を行うこと。他の生徒と同じ条件で受検できるようにするための変更・調整である。例えば、聴覚障害がある場合、リスニングでスピーカーの近くの座席にしたり、弱視の場合、拡大問題を利用したりするなどがある。これらは、中学校で提供されていた配慮を踏まえて行うもので、申請にあたっては中学校で行った配慮内容が記された「個別の教育支援計画」を提出する。また申請は、規定の時期に申し出る必要がある。

< R 4 県大会並びに研修会 芳賀大会動画 >

昨年度の芳賀大会の動画が、同大会実行委員会の皆様のご厚意により視聴できます。飯山様、金澤様による研修など、ぜひご覧ください。

URL

<https://sites.google.com/view/teoya2022>



## \*\*\* 今年度も「手をつなぐ愛の募金」にご協力をお願いします \*\*\*

令和4年度は、賛助会費も含め、**募金総額 3,096,901 円**の募金をいただきました。

ご協力いただいた皆様方の温かいお気持ちに、深く感謝申し上げます。浄財は、県内の特別支援教育活動を支援するとともに、児童生徒に還元できるよう大切に使用させていただきます。**今年度も、募金活動を行っています。各学校でも受け付けていますが、直接、募金口座に振り込むこともできます。（口座は下記のとおり）**

（足利銀行 宇都宮西支店 （普通） 口座番号 5005140

（名義人） 栃木県特別支援教育手をつなぐ親の会 会長 鈴木秀明）